

サロベツ原野と開発

正英 柳齋



サロベツ原野、エゾカンゾウの最盛期

—サロベツ原野の概況—

サロベツ原野は天塩郡豊富町、幌延町、

昨年九月二十日、サロベツ原野の一部が利尻礼文国定公園に追加され、北海道で五番目、全国二十七番目の国立公園が誕生した。このことはサロベツ原野にとって、どのような意味を持つものであろうか。

夏から初秋にかけてにざわいをみせた旅人の姿もいつしかまばらになり、冬の訪れとともに黙して語らぬサロベツ原野に雪融けとともに待ち受けているものはなんであり、国立公園の指定が、サロベツにどのような変化をもたらすのであろうか。そこに予想されるものはマスコミや観光行政のバラ色の展望とはまったく別な、満身創痍にあえぐサロベツの灰色な姿でなかろうか。

泥炭層の厚さは、三m以上、厚いところでは六mにも及ぶといわれ、これらのことから泥炭の堆積は一年間に約一mmと予想さ

れる。一方、石狩の幌向・猿洋の泥炭地は開発しつくされ、すでにその姿を消している。

現存するわが国最大規模の釧路湿原は、面積は三万九千haといわれているが、近年北約二万ha余の区域である。この原野はサロベツ川と支流のエベコロベツ川の流域に形成されたもので、日本における代表的な泥炭地である。いまから七、八〇〇〇と六、七〇〇〇年前には大きな潟湖であったところが河川に埋積され陸地化し、およそ四、五〇〇〇年前から泥炭層の形成が行われ、現在のサロベツ原野が形成されたと考えられていく。泥炭地の面積は一四、六〇〇haで全道泥炭地の七・三%を占め、石狩・釧路の両泥炭地につぐ規模であった。

サロベツ原野においては昭和四十二年、日本生態学会北海道地区会がサロベツ原野の自然保護に関する要望書を提出した当時は、「一部に水路開さくが行われるなど若干の人為は行われているものの、現在のと

にいたって、都市の膨張、あるいは工業立地、農業、特に酪農業の振興などのため、湿原周辺部の開発が進み、現在では開発利用地間に点在する面積を除くと、面積は二万ha弱といわれている。

この湿原の中央部に五、六〇〇〇ha余の天然記念物の指定地があり、タンチョウの生息地として知られているが、農工業の開発は、「中略：植物学的には十六種に及ぶミズゴケ類を地床層とし、高層湿原特有の多くの群落型をみることができ、砂丘林を含む多様な植物群落は環境として、動物学上多くの興味ある条件を備えてい

る」と、サロベツ原野の高い学術的価値を評価し、その自然のすばらしさをたたえている。その当時の要保護地域の概要は（表

—1—）のとおりである。

そして四十六年には再度、開発事業計画の立案に際しては同地区会との連絡が望ましいとしている。四十七年にはこれらの要

表-1 サロベツ原野においてとくに自然保護を必要とする地域（要望書）
(42年8月)

1. 円山台地以南ベンケ沼に至る高層湿原（面積約 680 ha）
本地域は高層湿原のもっとも代表的なものとして水位保持等の保護が要求される。ベンケ沼は現在土砂の流入堆積がみられるが、なお原始湖沼としての形を残す好例であって景観の保護が望ましい。
2. ベンケ沼（面積約 250 ha）
本地域はいわゆる氣水よりなる泥炭沼であって、生息動物並びに鳥類の渡米中継地の面できわめて重要なところである。
3. 稚咲内海岸砂丘林（面積約 660 ha）
本砂丘林は、本邦において現存する最大最良の例の一つで、現在保安林に指定されているが、その砂丘間湿原とともに今後も十分な保護が要望される。

表-2 サロベツ原野の土地利用現況 (ha)

区分	農用地	山林	原野	その他	合計
上サロベツ（豊富）	3,600	100	8,400	900	13,000
下サロベツ（幌延）	1,700	600	3,500	1,200	7,000
計	5,300	700	11,900	2,100	20,000
	(27)	(3)	(59)	(11)	(100)

(S45年 現在)

望とは別個に進む開発に対し、「本原野の開発利用について諸計画が立てられていましたが、たとえば、農業開発についても気候的立地的低生産性からみて、これを克服するには仮りに不可能でなくとも余りにも莫大な経費と時間とを要するものと考えられますし、工業開発についても、ごく小規模な泥炭利用に限定されるだけで、貴重な有数の自然の破壊と引き替えるべき値は見

い出せなく、すでに例があることく、泥炭採掘が将来縮少もしくは中止された場合には、単に破壊の跡だけが残ることになります。また、こうした開発を遂行するために計画されている日本海への短絡放水路の開設（図-2）は、これも有数の砂丘林を大きく破壊するだけでなく、おそらく原野のみならず海域の生態系にも大幅な影響をもたらすものと判断されます。従来、この種

の工事によって好ましい結果がもたらされた例は知られていません」と、無謀な開発構想に警鐘をならしている。

現在、サロベツの土地利用計画によると農業利用六五%，公園一七%，工業利用四%，その他一五%であり、サロベツ原野も各種開発により原始性を失い、長期的な存続はむづかしく思われる。

—サロベツ原野の土地利用—

サロベツ原野の土地利用は、泥炭分布と融雪水の帶水と関係が深い。泥炭分布は（図-1）ミズゴケ、ホロムイヌクを主体とする高位泥炭が一、七〇〇ha、ヨシ、ミズゴケ類からなる低位泥炭が九〇〇ha、中間泥炭が三、九〇〇haである。ここにいう、高位とか低位という用語はご承知のとおり、地形的な高低に位置することは関係なく、地下水面上に對しての上下であり、高位泥炭といふのは、地下水面上よりも高い場所に生育した湿性の植物群落からなる泥炭を意味する。

このように高位泥炭を形成する植物群落は地下水からの水分の補給がなく、雨水とその中にわずかに含まれる養分によって生育をつづけるので、数十cm程度で生長は止まり、周囲の生長が高まるとともに小田化され、サロベツ川流域の総合開発計画が立案されたが、実現の可能性は少なかった。それは入植者にとって、治水工事を実施しなければ営農継続ができないためであった。

そこで、昭和三十四、五年に上サロベツ原野約四、〇〇〇haを対象に国営明渠排水事業が計画され、また、草地造成の技術面に

る。このようにして泥炭層は各種泥炭が交互に、積み重なって形成され、もり上がりてゆく。これが高層湿原である。これらの湿原が本州の亜高山帯や北海道に多くみられるのは、低温のため植物の遺体が分解できず、半分解や分解途中のまま堆積して泥炭となり、また、地下水が高いため湿性植物だけが生育できるという特殊環境下にあることによる。このように、湿原は水と気候を最大の要因とする生態系である。しかしながら、水を抜いて、地下水を低くすれば当然森林にとって変る地帯である。そこで、土地利用はこの水位を下げる排水工事からはじまる。

○農業利用

終戦当時のサロベツ原野は未開発状態であったが、戦後まもなく樺太・満州からの引揚者を中心とした緊急開拓事業が進められたが、サロベツ川の毎年の氾濫により入植者の営農は振るわず、離農者が少なくなり、サロベツ川流域の総合開発計画が立案されたが、実現の可能性は少なかった。それは入植者にとって、治水工事を実施しなければ営農継続ができないためであった。

図-1 サロベツ原野の泥炭分布

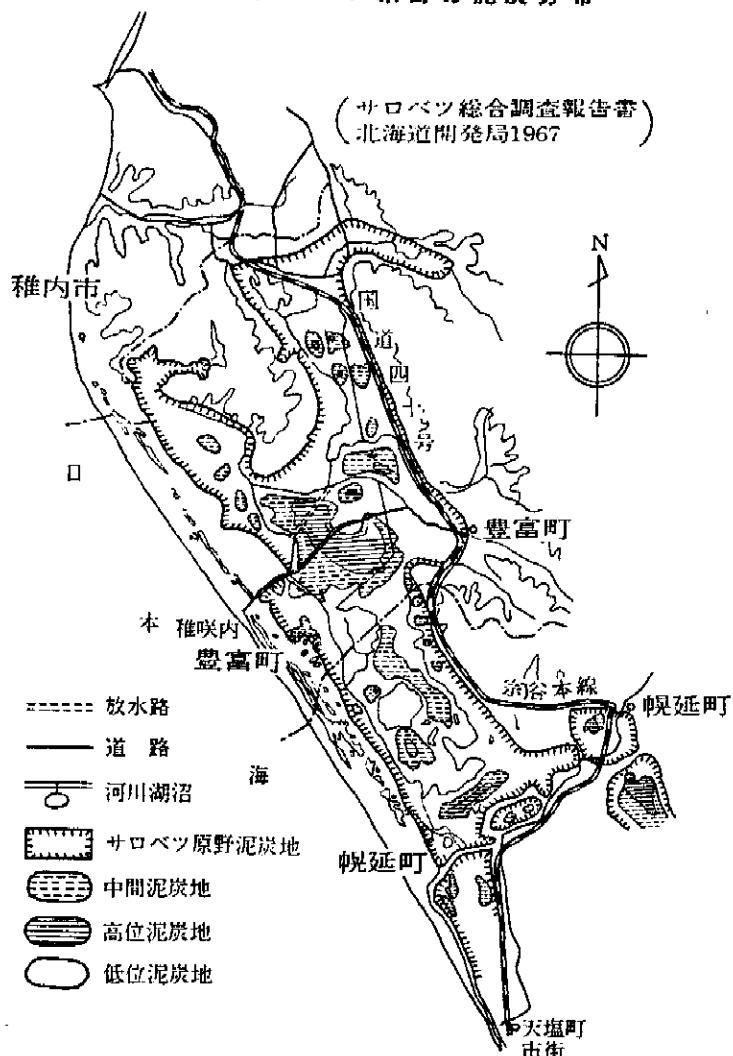


表-3 サロベツ原野の土地利用

項目	47年7月
現況農用地	9,400ha
農地造成計画地	4,763
特別保護地区	3,674
第一種特別地区	625
第三種特別地区	2,753
泥炭採取地	359

表-4 サロベツ原野公園区域

地区名	面積
特別保護区	1,610
第一種特別地区	411
第二種特別地区	83
第三種特別地区	1,319

ついても無客土工法が開発され、昭和三十六年に同事業が着工された。

この工事は原野に加えられる最大の人工の手であること、洪水氾濫が防止されることなどから、原野の自然条件の変化などを経

度の北海道の開発計画案は（表-1）のとおりである。なお昭和四十七年よりある。この二年間に四、一〇〇haの農業開発は脅威的である。

○工業利用

泥炭の工業利用は昭和三十一年、下サロベツ原野において天北化学が土壤改良剤の製造を開始したのにはじまり、三井東庄化学では高位泥炭を原料とする家畜の飼

料・肥料の工業化を計画、

四十四年に円山に工場建設三ヵ年の試験操業を経て四十八年度より本格的な操業を行っている。

これは高位泥炭をフミン質とファイバーに分け、フミン質は肥料成分を添加し、有機化成肥料として、ファイバーはソルブル蛋白、

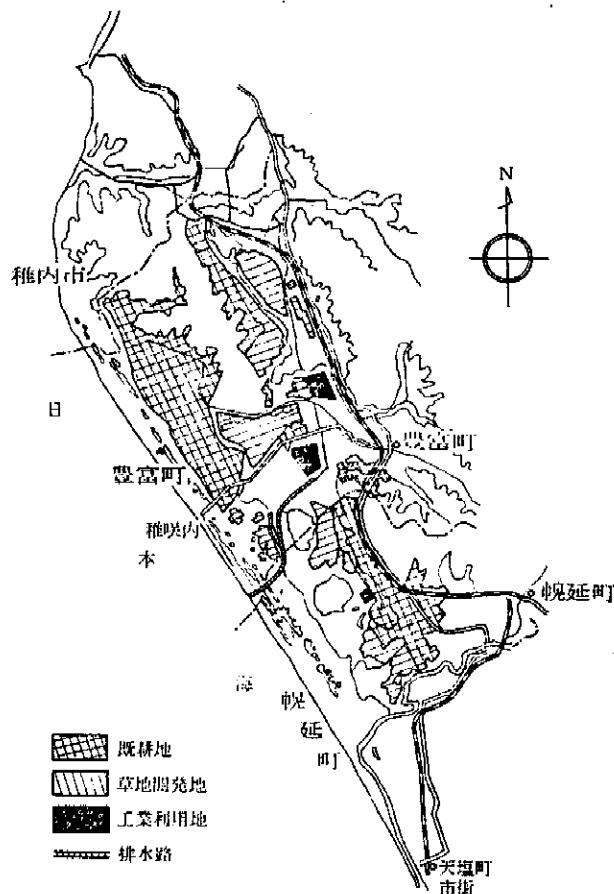
糖蜜を添加して、家畜の濃厚飼料とするものである。昭和四十五年には日本甜菜製糖株式会社がペーパーボ

ットの製造を目的に、土地所有者である北海道財務局に泥炭採取許可申請を行ったが、サロベツ原野の農業利用区域との調整のため、四十六年度に開発局と日甜製糖KKとの協議が行われ、約三〇haが合意に達しているが、その後、サロベツ原野の国立公園指定の動きが活発になり、財務局が泥炭払下げを許可しないため立地にいたっていなかった。昭和四十九年、サロベツの国立公園指定後、再びこの動きが活発化し、現在、北海道自然環境等保全条例の特定開発の規制によるため、道では現地調査を進めているが、地元、豊富町は工業利用に積極的である。

○自然保護区

自然保護上の土地利用については昭和四十六年、サロベツ原野開発構想をとりまとめるにあたって、日本生態学会北海道地区会との協議により、湿原の保護・保存をはかるべき地域と、開発利用をはかるべき地域との調整を行つた（前掲表-1）。一方、利尻礼文國定公園にサロベツ原野の重要な部分を含めて、国立公園に昇格する運動が宗谷地域の市町村からもり上がり、昭和四十五年には厚生省へ陳情を行つた。厚生省はこれを適当とし、その後、環境庁は北海道は公園候補地の区域および公園計画を検討し、北海道案を環境庁に提出した。

図-2 サロベツ原野の土地利用



一方、サロベツ原野の開発構想は、天塩川右岸の堤防建設とサロベツ放水路の建設により、サロベツ川洪水を直接日本海に放流することを基本方針とする計画であるが、この計画に反対する宗谷・留萌管内の各漁業協同組合は北海道開発局、道に陳情した。また道自然保護課は、この放水路計画は公園計画上、特別保護地区に指定を予定している海岸砂丘林を横断することになるので、代替計画を検討すべきであるとの見解を示した。これを受けて開発局は基本的に相連する河川改修方式のとり扱いについて、水産資源への影響調査、保

安林の機能および保全上の必要な措置の検討などの調査調整の完了まで、この河川改修にかかわりのある地域は当面、土地利用を定めず一時保留する地域とし、この部分を除いて土地利用計画を促進することとした。

これに対し、道は保留区域を河川改修区域だけとせず、農業利用と景観保全とのかかわりと、泥炭採取予定地にも一部保留区域を設定し、調査を継続することを省子とする土地利用案を再提案したが、その後、環境庁の見解として、積局的に農業利用をはかる区域はできるだけ公園区域としない

条件とする答申を行った。その結果、公園指定区域は（図-3）であり、その面積は（表-4）のとおりである。

—サロベツ原野の位置づけ—

私達はなぜ、サロベツ原野の保護をうたえるのであろうか。私は次の順にその価値を評価したい。

一、日本にはもう完全な湿原はない。不

完全ながら尾瀬・根釧・サロベツの湿原があるだけである。この湿原が世界的価値を持つ日は、もうそこまで来ている。

二、利尻富士と稚咲内砂丘林をバックにした湿原の広大な景観、四季おりおりの花によみによる景観の変化の美くしさ。

三、この広大な景観を形成する個々の植物のかれんな美しさと、生物的自然の適応のみ」とさ。

四、四〇〇〇年以上もかかって形成された湿原の発達史の面白さ。

五、一度破壊すると二度と再び見ることのできない貴重さ（湿原の復元方法などに

などの当初方針の変更もあり、最終的には（図-2）の土地利用の決定の上に四十九年九月二十日、公園指定がなされた。しかし、その際、自然環境保全審議会は、留保区域をすみやかに公園区域に編入することで、保全計画に万全を期すことなどを付帯

ついては何も確立されていないのに農業・工業利用が急ピッチで進行している現状に対する不安さ）。

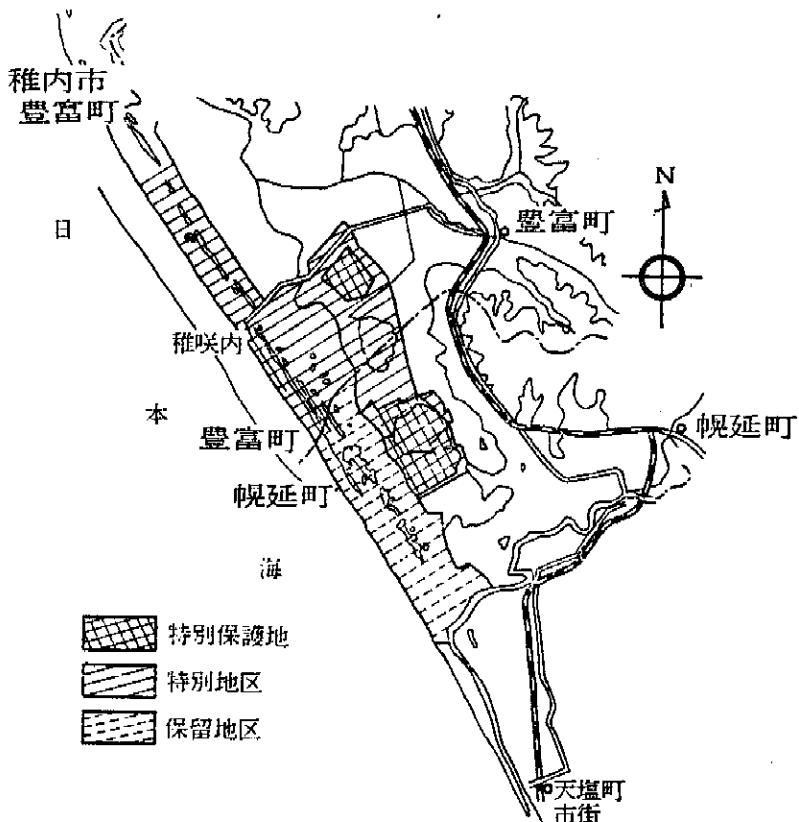
六、砂丘林を含め湖沼、河川、多様な植物群落は野生動物の貴重な生息地である。

以上が私の乏しい湿原の知識からの評価であり、今後、知識の深まりにつれて変わゆくかもしれない。しかし、湿原ほど人種々な価値評価にゆれる自然もない。湿原を永遠に守つてゆくためには、湿原に深い知識を持つもの、湿原を好きなもの、関心をよせるものが、その価値を周囲の無関心な人達に理解してもらう努力をおしんではいけない。

—原野の自然破壊の現状と保護について—

自然破壊はその規模からいって農業が大きい（これは世界中どこでも過去も将来においてもある）。それは直接湿原をつぶすことと同時に、道路・排水施設などが他の区域に及ぼす二つの影響が考えられる。草地化による湿原の富栄養化が公園区域に及ぼす影響とともに、草地にした部分の泥炭の分解の促進により地盤の低下、それに加えて原野周辺の森林地帯の草地化による一時的融雪水の増大、相対的な水位の上

図-3 サロベツ原野公園指定図



且、その結果、洪水、過湿化→排水網の拡大→地盤の低下→洪水、過湿化→排水工事、このくり返しが結局、サロベツの自然保護区をも消滅させることが予想される。まさに泥炭の工業利用である。これは面積的には約一、〇〇〇haであるが、湿原の中で一番貴重な植物群落である高位泥炭・高層湿原を破壊する。三田もの深さ(三〇〇〇年堆積)で数十、数百mにわたり

て人工沼化することである。この沼は泥炭加工の際の排水を採取地に還元しているためでき、有機物で濃褐色な水で満たされる。それゆえ太陽光線は上層で吸収され、水の上下循環は止まり、生物の生育に適しない。数年経過しても浮上した泥炭層に、わずかアヤメとミカヅキグサがみられる程度である。採取前と比較するとジャングルと砂漠以上である。これは中止させねばならない。

つぎに、観光客のふみつけによる破壊である。これは当然、公園事業で木道などに植すること、当然のこととして採取の深さを一日前後におさえること。最大限譲歩してもこの程度である。

（栗谷支庁林務課）

現在検討中の方法としては、①、裸地化

ならびに外来植物の侵入した部分を削って融雪水をたくわえ、外来種の種子や根を浸

水し枯死させ立入禁止にして自然恢復を待つ。②、他の湿原地域から、群落ごとのブ

ロック移植の方法である（尾瀬ではスゲの播種や一本毎の移植を行っているが、人為の害も含めて数年経てもなかなかうまくいっていない）。

一 おわりに

サロベツ原野の公園指定は、残り八〇%の区域の開発へ名目を与えたのではなかろうか。自然の保護は、生態学でも法律でも充分ではない。住民運動にささえられていながら、現状ではなからうか。地元に「サロベツの自然を守る会」、周辺部に浜頓別

自然保護協会、北オホーツクの自然を守る会などが発足し、遅ればせながら道北の自然保護に立ち上がった。今後これらの環が広がり、北海道の自然が豊かに保護される時代がおとづれる日を期しつゝ筆をおくる。

参考資料

- 利尻・礼文・サロベツの自然 北海道

- サロベツ総合調査報告書 北海道開発局

- 釧路湿原学術調査中間報告 北海道
- 北海道開発計画調査資料 「サロベツ原野」

- アニヤ 平凡社